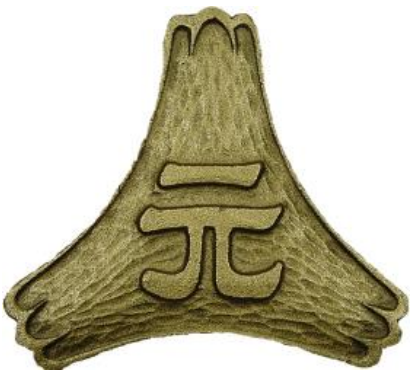
富士市立元吉原小学校

いじめ防止等のための基本的な方針

平成 30 年 6 月 20 日策定



元吉原小学校いじめ防止対策委員会

令和 8 年改訂

目次

1　いじめの定義と不登校に対する本校の基本認識
（1）いじめの定義
（2）基本認識

2　推進体制
（1）いじめ防止対策組織構成員
（2）いじめが起こった場合の組織的対応の流れ
（3）重大事態への対応
（4）教育委員会や関係機関との連携
（5）指導記録等の保管について

3　いじめの未然防止
（1）学校の未然防止への取り組み
（2）保護者や地域への働きかけ

4　早期発見
（1）「いじめはみえにくい」の視点に立って
（2）早期発見のための手立て

5　早期対応
（1）いじめ対応（当日）の基本的な流れ
（2）いじめの発見・通報を受けたときの対応
（3）いじめが起きた場合の対応

6　ネット上のいじめへの対応
（1）ネット上のいじめとは
（2）未然防止
（3）早期発見・早期対応

7　いじめの解消

8　いじめ防止等のための年間計画

9　学校外の相談窓口

いじめ対応基本方針（富士市立元吉原小学校）

1　いじめの定義と不登校に対する本校の基本認識

（1）いじめの定義（いじめ防止対策推進法第２条）

> この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
>
> ※児童等とは児童生徒のこと

（2）基本的認識

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの子どもにも、どこでも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、すべての子どもに向けた対応が求められます。「暴力を伴わない」軽微に見える行為であっても、例えば「嫌がらせや無視、陰口等」であっても「被害が発生している」場合があります。 いじめられた子どもは心身ともに傷つき生命又は心身に重大な危険が生じる可能性があります。その大きさや深さは、本人でなければ実感できません。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなります。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要です。いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要です。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを見落としたり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知するようにすることが大切です。

本校は、家庭、地域、関係機関との連携の下、社会総がかりでいじめの問題の克服を目指します。また、児童が自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育み、いじめ防止に向けた主体的な取組ができるよう支援します。いじめが発見された場合には、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめたとされる児童に対して事情を確認し適切に指導する等、組織的な対応を行います。そして、深刻な事態にならないように、学校、家庭、教育委員会、地域等が連携・協働して取り組み、指導に効果が上げられない時には、状況に応じて警察や児童相談所、医療機関、法務局などの関機関等と連携することも必要になります。以上の考えにより、本方針を策定します。

2　推進体制

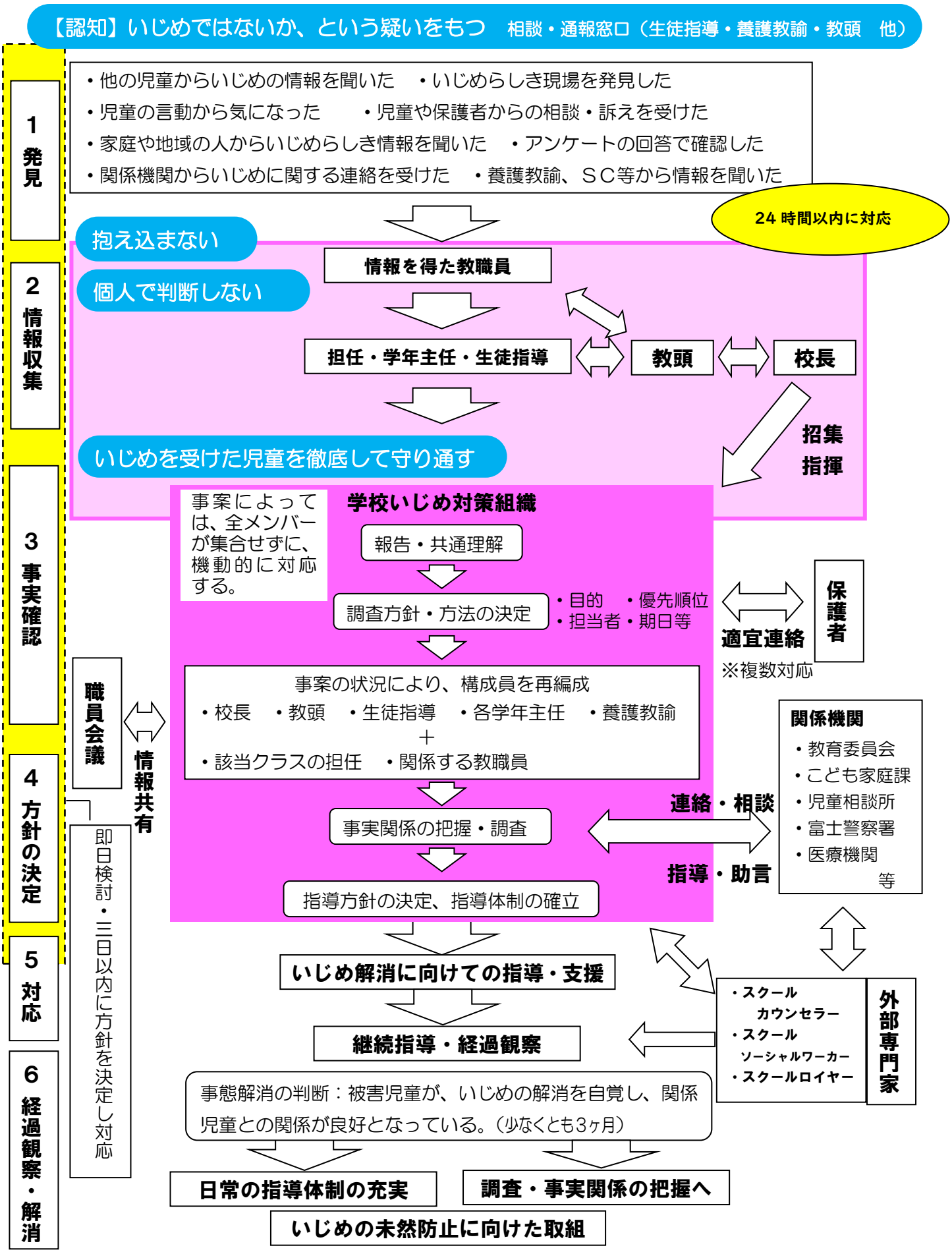
学校いじめ対策組織は、いじめに関する相談及び通報の窓口を兼ねます。いじめを発見又は相談を受けた場合は速やかに組織へ報告し、組織的に対応します。

（1）いじめ防止対策組織構成員

＜　通常時　＞　校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主任、学級担任、養護教諭

＜　緊急時　＞　全職員、（必要に応じて）富士市教育委員会指導主事、ＰＴＡ会長・副会長、
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校運営協議会委員、
富士警察署サポートセンター等

（２）いじめが起こった場合の組織的対応の流れ



（3）重大事態への対応

教育委員会への報告

・学校は、次の事態が起こった場合、速やかに教育委員会へ報告します。

ア　「生命心身財産重大事態」が起こった場合
イ　欠席期間が 30 日に至らなくても、いじめが要因となり連続して欠席している場合
ウ　イの後、「不登校重大事態」に至った場合
エ　児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあった場合

調査主体の判断

重大事態についての調査を、学校が主体となって行うか、教育委員会が主体となって行うかの判断は教育委員会が行う。

学校が調査主体の場合	教育委員会が調査主体の場合
・学校いじめ対策組織に、指導主事、ＳＳＷ、学校運営協議会委員、ＰＴＡ代表等の学校教職員以外の委員を加え、公平性・中立性の確保に努めた構成で、調査を行う。 ・教育委員会は、学校に対して必要な支援を行う。	・原則として条例により設置した「富士市いじめ問題対策推進委員会」が調査を行う。 ・学校と教育委員会は、積極的に資料提供をするとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

・いずれの調査主体となった場合も、学校及び教育委員会は、重大事態の調査に積極的に協力する。

いじめを受けた児童及び保護者への説明・報告

調査対象者及びその保護者への説明・報告

（学校が調査主体の場合、学校が行う／教育委員会が調査主体の場合、教育委員会が行う）

市長及び教育委員への説明・報告等 ――― 教育委員会が行う

調査結果を踏まえた必要な措置 ――― 学校と教育委員会が連携して行う

（4）教育委員会や関係機関との連携

・学校が認知したいじめについては「即時に解消したいじめ」「軽微ないじめ」等のいじめの状況についても、毎月提出する「児童生徒の問題行動等の調査」（以下「月例報告」という。）に含めて報告する。
・以下のような事案については、月例報告を待たずにすぐに教育委員会に報告する。
　ア　重大事態
　イ　暴力を伴うなど被害が大きないじめ
　ウ　被害児童にとって深刻ないじめ

（５）指導記録等の保管について

学校におけるいじめ対応の記録やアンケート調査の用紙は、いじめの早期発見・早期対応だけでなく、調査を行う際の大切な資料となります。被害児童が卒業後にいじめの申立てを行う場合もあるため、各学校できちんと保管をします。

卒業後３年間保存

・いじめアンケート（児童が書いた原本）
・生活アンケートやストレスチェック等
・いじめに係る調査記録や指導記録等、教育相談に関するもの（ＰＤＦで）

５年間保存

・重大事態に関する記録(時系列でまとめたものを含め全て)
・該当学級のアンケート等

※廃棄する場合は、教育委員会の許可を得る。
※いじめに係る指導記録及び支援記録は組織的に管理し、進級・進学時に確実に引き継ぐ。

３　いじめの未然防止

（１）学校の未然防止への取り組み

いじめ問題については、いじめが起こらない学校・学級づくりに取り組む、という未然防止の考え方が最も重要です。そのために、児童の居場所をつくるとともに、学校教育活動全体を通じて、児童がいじめに向かわない態度や能力を育んでいきます。

①自尊感情を高める学習活動や学級活動、学年・学年行事

・児童が問いをもち、教材や題材、仲間や教師、地域の方々や先哲の教え等と対話しながら、学ぶ楽しさを実感することのできる授業づくりを行っていきます。
・学級として取り組むことや自分の取り組むことの内容を決める際、また実際の活動場面やその振り返りを行う際に、互いに良さを認め合う活動を行います。
・意図的・計画的に、男女を交えて協力する場面や、目標をもって達成感を味わえるような場面を設定します。
・教育相談旬間（週間）を設け、担任が学級全員と面談を行います。（そのための時間を確保します）

②児童生徒が自己有用感を感じられる、主体的に取り組む活動

・児童自らが、主体的に考え議論し、自分たちの本音を伝えられるような取組を行います。
（通年：もとよしタイム・児童会・学級会・委員会活動・クラブ活動）
・ふれあいタイムで、6 年生が下級生も楽しめる遊びを考え、当日の遊びを自分たちで運営します。1 年生から 6 年生まで全員で活動を楽しみます。

③児童生徒の居場所づくり

・年度初めのスタートを円滑にするため、前年度末に情報交換を行い職員間で共通理解を図る。
・年度初めの学級開きにおいては、学級担任が「このクラスでは、相手が嫌だな、と感じる言動は絶対に許さない。」という思いを伝える。また、クラスのルールを、児童が納得した上でつくっていく。

・授業はもちろん、学校生活の中で間違ったり、失敗したりしても笑わない雰囲気づくりを行う。
・異学年との交流を積極的に行い、児童会や遊びだけでなく、学習活動なども計画的に行っていく。
・「Q－U」(5 年生) を活用し現状の学級集団の状態を適切に把握し、計画的な指導と援助を積極的に行う。
・「静岡版 SEL」を活用し、人間関係づくりやストレス対処のスキルを習得させ、温かい人間関係を育んでいく。
・道徳教育では、思いやり、生命尊重等の価値に気付く指導を通して、いじめを許さない心を育んでいく。
・人権教育を通して、生命尊重の精神や人権感覚を育み、いじめは「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ということを理解させる。
・特に配慮が必要な児童には、日常的に特性を踏まえ、集団指導を進める中での「個別支援・合理的配慮」を、保護者と連携して行っていく。その際、周囲の児童に対する必要な指導を行う。発達障害を含む障害のある児童、外国にルーツのある児童、性的マイノリティの児童等については、その特性や背景を理解し、一人一人に応じた支援及び指導を組織的かつ継続的に行う。
・ユニバーサルデザインの視点を取り入れた、生活づくり・授業づくりに取り組む。
・学校評価では、「学校が楽しい」「学校に安心して通っている」「授業でやっている学習がわかる」等の質問項目を盛り込み、児童の意識調査の結果から、学級や学校の課題を明らかにし、いじめの防止等のための取組の改善を図る。

④教職員集団づくり

・温かい学級経営や教育活動を、学年・学校で実現していくためには、教職員の共通理解が不可欠。学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる教職員集団づくりに努める。
・生徒指導においては、年度初めの職員会議等でいじめの理解や指導上の留意点等を確認し、ＳＳＷやＳＣを招いた校内研修を年間計画に位置付けるなどして、教職員間の共通理解を図り、いじめを見つける目を養っていく。
・教職員のいじめ対応チェックリストを実施する。

（２）保護者や地域への働きかけ

・ＰＴＡ理事会やＰＴＡ総会、学校運営協議会、学級懇談会等において、学校におけるいじめの実態や指導方針等の情報を提供し、情報交換、協議できる場を設ける。
・いじめに関するテーマの子育て講演会の開催やホームページ、学校・学年便り等でいじめ防止についての広報活動を積極的に行う。
・教職員だけでなく、家庭や地域の人々などにも協力を求め、児童が「多くの人から認められている」、という思いを得られるような取組を行っていく。

４　早期発見

(1)「いじめは見えにくい」の視点に立って

〇いじめは大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われている
・無視やメールなど、客観的には状況を把握しにくい形態で行われています。
・遊びやふざけ合いのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態などがあります。

〇いじめられている本人からの訴えは少ない

いじめられている子どもには、①親に心配をかけたくない、②いじめられている自分はダメな人間だ、③訴えても大人は信用できない、④訴えたらその仕返しが怖い、などといった心理が働きます。

〇ネット上のいじめは最も見えにくい

SNS、動画共有サービス、オンラインゲーム及びチャット機能を利用したいじめの防止に努めていきます。ネット上でいじめにあっている兆候は、学校ではほとんど把握できません。家庭で「メール等の着信があっても出ようとしない」「最近スマホや携帯電話を操作する時間が急激に減った」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合は即座に学校へ連絡するよう依頼しておきます。

以上のことを認識し、わずかな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを積極的に認知します。

(2) 早期発見のための手立て

今まで当たり前のように、あるいは何気なく行ってきたことを、いじめの早期発見のための手立てとして、意識的に行い、積極的に活用していきます。

① 日々の観察

○ 登校後の朝の時間や休み時間、昼休み等、子どもたちと同じ空間にいる時間を増やすことを心がけ、子どもの行動や交友関係を把握しておく。

○ 欠席が続く場合や頭痛・腹痛・不眠・無気力等による欠席が見られる場合には、いじめが背景にある可能性も考慮し、組織的に状況把握を行う。

② 教育相談

○ 児童を対象にした教育相談を計画的に実施する。

③ アンケート

○ いじめに関するアンケートを計画的に年３回実施し、現状把握に努める。

○ いじめやいじめの疑いがある場合等は、臨時のアンケートを行う。

④相談体制

○ スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等の専門家との連携を図り、児童、保護者及び教職員が相談しやすい相談体制を整備する。

5　早期対応

(1) いじめ対応（当日）の基本的な流れ

いじめ情報（いじめ又はいじめと疑われる行為）を発見

- いじめ又はいじめと疑われる行為を発見した場合、直ちにその行為を止める。
- 児童が遊びやふざけと言おうとも、暴力行為は止める。
- 暴力を伴ういじめについては、必ず複数の教職員で対応する。
- いじめられた児童、いじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- 他の業務に優先して、かつ即日速やかに、学校いじめ対策組織を招集する。

正確な実態把握

- 当事者双方及び周りの子どもから聴き取り、記録する。
- いじめた（いじめたとされる）児童が複数いる場合は、個別に同じ時間帯に聴き取りを行い記録する。
- 関係職員と情報を共有し、正確な把握をする。

指導方針、指導体制　いじめの認知 ⇔ **教育委員会・関係機関との連携**

- 指導のねらいを明確にする。
- 全ての職員の共通理解を図る。
- 指導方法や対応する教職員の役割分担を確認する。
- 常に現状把握に努め、指導や支援の仕方等を修正しながら対応する。

児童への指導・支援 ⇔ **被害・加害児童の保護者との連携**

- いじめられた児童を保護し、心配や不安を取り除く。
- いじめた児童に、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導をする。

- 直接会って、事実関係を伝える。
- 保護者の理解・納得を得た上で、学校と連携した今後の対応をお願いする。

今後の対応の確認

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

①いじめられている児童・いじめの情報を伝えた児童の安全確保

○ いじめられていると相談に来た児童や、いじめの情報を伝えに来た児童から話を聴く場合は、他の児童たちの目に触れないよう、時間、場所等を配慮し、慎重に行う。また、事実確認は、いじめられている児童といじめている児童を別の場所で行う。

○ 状況に応じて、いじめられている児童やいじめ情報を伝えた児童を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

②事実確認と情報の共有

○ 教職員がいじめを発見又は相談を受けた場合は、速やかに学校いじめ対策組織へ報告し、組織的対応へつなげる。特定の教職員のみで判断したり、情報を抱え込んだりすることのないよう徹底する。

○ いじめの事実確認については、いじめの行為をするに至った経過や心情等をいじめている児童から聴き取るとともに周囲の児童など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は複数の教職員であたり、事実に基づいて丁寧に行う。

○ 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

把握すべき情報（５Ｗ１Ｈ）

◇誰が誰をいじめているのか？<加害者と被害者の確認>
◇いつ、どこで起こったのか？<時間と場所の確認>
◇どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたのか？<内容>
◇いじめをしてしまった動機は何か？<要因>
◇いじめのきっかけは何か？<背景>
◇いつ頃から、どのくらい続いているのか？<期間>

(3) いじめが起きた場合の対応

①いじめられた児童と保護者への支援

＜　児童への支援　＞

ア　本人の気持ちを受入れ、共感することで心の安定を図る。
イ　「最後まであなたを守りぬくこと」「秘密を守ること」を伝える。
ウ　事実確認をするとともに、安心して翌日からの学校生活が送れるよう、今不安に思っていること（いじめた児童との距離感等）を十分に聴き、安全の確保を約束する。
エ　「あなたが悪いわけではない」ことをはっきりと伝え、自尊感情を高めるよう配慮する。
オ　その日のうちに保護者に連絡することを伝え、状況によっては、保護者に直接引き渡すような対応をする。
※心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）等のいじめによる後遺症が考えられる場合、心のケアを丁寧に行う。

＜　保護者への支援　＞

ア　その日のうちに、家庭訪問等で直接保護者に会って事実関係を伝える。
イ　「最後までお子さんを守りぬくこと」「秘密を守ること」を伝える。
ウ　学校の方針を伝え、今後の対応について説明し、理解を得るようにする。その際、５日間程度の支援策（誰が、誰に、いつまでに、何をするか）を具体的に提示する。
エ　保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
オ　学校は、今後も継続して家庭と連絡を取り合い、解消へ向けて取り組んでいくこと、家庭では、子どもの変化に注意してもらい、どんな小さなことでも学校に相談するよう伝える。
カ　聴き取り調査やアンケート等で新たに分かった情報を適切に保護者に伝える。

②いじめた児童生徒への指導・支援とその保護者への対応

＜　児童への指導・支援　＞

ア　事実関係を確認するための聴き取りを行う。複数の児童が関係している場合には、個別に同じ時間に聴き取りを行う。
イ　頭ごなしに叱ることは避け、不満や不安がある場合にはしっかり聴く中で、いじめられた側の気持ちを理解させるとともに、「いじめは人として決して許されない行為」であることをじっくりと理解させていく。
ウ　児童が抱える問題など、いじめに至る心理的な背景にも目を向けながら、粘り強い指導を行う中で、自らの行為の責任について自覚させる。
エ　その日のうちに保護者にも連絡することを伝えるとともに、状況によって、保護者に直接引き渡すような対応をする。
オ　指導後も、引き続き状況の確認を行い、必要な支援を行う。場合によっては、ケース会議を開催し、支援方法等を検討していくことも必要。

＜保護者への対応＞

ア　その日のうちに、家庭訪問等で直接保護者に会って事実関係を伝える。
イ　事実に対する理解を得た上で、今後の対応について説明する。
（いじめた児童への謝罪、解消に向けての具体的な取組等）
ウ　事態の改善、解消に向けて、学校と連携して今後の対応を適切に行えるよう、協力を求める。
エ　その後の学校での状況等を随時保護者に報告する。また、保護者への助言を継続的に行う。

③周りの子どもたちに対して

ア　複数の教職員の体制の中で、担任等の思いを伝える場を設ける。
イ　いじめを見て見ぬふりをすることや傍観していることも、いじめを肯定していることになることを理解させる。また、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつことの大切さを伝える。
ウ　いじめをはやしたてるなど同調している人は、いじめに加担している行為であることを理解させる。
エ　「いじめられている側にも問題がある」という考え方は間違いであることを理解させ、いじめられている児童の気持ちや立場を考えさせる。
オ　いじめを自分の問題として捉えさせる。
カ　いじめが確認された場合は、被害児童及び加害児童への支援・指導に加え、学級や学年全体を対象とした再発防止指導を行い、いじめを許容しない集団づくりを進める。

6　ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努めます。

(1) ネット上のいじめとは

スマートフォン・携帯電話やパソコン等を利用して、特定の児童生徒の悪口や誹謗中傷等を Web サイトの掲示板などに書き込む、メールを送る、ＳＮＳ等（無料通話アプリ等）に書き込む、動画共有サイトに投稿するなどの方法により、いじめを行うもの。※ＳＮＳ・・・「ソーシャルネットワーキングサービス」の略。

「インターネットトラブル事例集（平成 29 年度版）」総務省

(2) 未然防止

学校での情報モラルの指導だけでは限界があるので、保護者と緊密に連携・協力し、学校と家庭で指導していくことが必要。

①学校での情報モラル指導

○ 学級活動、道徳科、総合的な学習の時間、各教科等の年間計画に、情報モラル教育を位置づけ、その充実を図っていく。
○ スマートフォン・携帯電話等のインターネット接続機器（SNS、動画共有サービス、オンラインゲーム及びチャット機能　等）の利便性と危険性、トラブル事例やその処理方法を知る講座などを開催する。（ケイタイ・スマホ教室等）
○ 児童が主体となって、スマートフォン・携帯電話・ゲーム機等のルールづくりをするための取組を行う。

②保護者会等を通して伝えていきたいこと

＜未然防止の視点から＞

○ 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えること。

○ 子どもが利用するスマートフォンや携帯電話等にはフィルタリングを上手に活用すること。

※フィルタリングに関する法律が平成 29 年 6 月に改正され、店側の義務が設けられました。

＜新規契約または機種変更等する場合＞

店側の義務として

①契約締結者、携帯電話端末の使用者が 18 歳未満か確認する。

②青少年有害情報を閲覧する恐れ、フィルタリングの必要性・内容を保護者または青少年に説明。

③携帯電話端末等について、販売時にフィルタリングを使えるようにする。

＜既にスマートフォンを利用している場合＞

携帯電話会社が提供するフィルタリング名称が「あんしんフィルター」とされ、わかりやすく、簡単に活用できるものになった。

○ インターネットへのアクセスは「トラブルの入り口に立っている」という認識や知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといった、スマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているということ。

○ 子どもの発達段階や日常生活に見合ったスマートフォン・携帯電話やパソコン等使い方を家庭で考えてもらいたいこと。そのために、子どもが納得できるルールを決め、ルールが守れなかったときのための対応も話し合うこと。

(3) 早期発見・早期対応

＜早期発見の観点から＞

○ 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気付いたら、躊躇なく問いかけ、場合によっては、学校へ相談すること。

ネット上のいじめを発見した場合、①誹謗・中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許されない行為であること、②匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること、③書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること、をいじめた児童及び保護者にしっかりと伝えます。

7　いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要因が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて、他の事情も勘案して判断します。また、いじめが解消している状態に至った後も、再発する可能性があることを踏まえ、被害児童及び関係児童の状況を継続的に見守り、必要な支援を行っていきます。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とします。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定します。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する必要があります。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保しなければなりません。

時期	８　いじめ防止等のための年間計画	対　　象		
		児　童	教職員	保護者等
４月	いじめ対策委員会①		○	
	始業式（学校いじめ防止基本方針を児童に説明）	○		
	入学式（学校いじめ防止基本方針を児童に説明）	○		○
	校内研修①（えがオン学習について　いじめ未然防止のための関係作り）	○	○	
	ふれあい活動（自己有用感、主体性を育む活動）	○		
	静岡県版 SEL　＊通年：学活の年間計画に位置付け	○	○	
	PTA 総会（いじめ防止基本方針を保護者に説明）		○	○
	学校運営協議会①			○
５月	いじめ対策委員会②（生活アンケート、教育相談実施における留意点等）		○	
	Q-U 実施（５年生）	○		
	トークフォークダンス　４年生	○		○
６月	生活アンケート実施　＋　教育相談	○	○	
	学校運営協議会②			○
	民生児童委員との懇談会		○	○
	いじめ対策委員会③		○	
	トークフォークダンス（交通安全リーダー）６年生	○		○
７月	いのちを考える集会　＋　学活	○		
	トークフォークダンス　５年生	○		○
	学校運営協議会③			○
	子どもの権利について　講師招聘（学活）	○	○	
	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが講師の校内研修		○	
９月	生活アンケート実施　＋　教育相談	○	○	
	いじめ対策委員会④		○	
10 月	個人面談	○	○	○
	いじめ対策委員会⑤		○	
	トークフォークダンス　３年生	○		○
11 月	スポーツフェスティバル	○	○	
	いじめ対策委員会⑥		○	
	園小交流会	○	○	
12 月	ふれあい活動（自己有用感、主体性を育む活動）	○		
	トークフォークダンス　２年生	○		○
	学校運営協議会④			○
１月	学校保健委員会　（４年生　思春期講座）	○	○	
	いじめ対策委員会⑦		○	
２月	生活アンケート　＋　教育相談	○	○	
	いじめ対策委員会⑧		○	
	トークフォークダンス　６年生	○		○
	学校運営協議会⑤			○
３月	いじめ対策委員会⑨		○	

9　学校外の相談窓口

（1）富士市内の主な相談窓口

・いじめＳＯＳ（富士市ウェブサイト内）

ＵＲＬ：https://www.city.fuji.shizuoka.jp/1005330000/p002273.html

・ほっとデジタル相談・ふじ

ＧＩＧＡタブレットのＬ－Ｇａｔｅ内のリンク

・子どもなんでも相談（家庭児童相談室）

電話：0545-55-2764

受付時間：月曜日～金曜日　8：30～17：15

・青少年相談センター

電話：0545-52-4152

受付時間：月曜日～金曜日　9：00～16：00（来所相談は要予約）

・富士市教育委員会学校教育課

電話：0545-55-2869

受付時間：月曜日～金曜日　8：30～17：15

（2）静岡県および全国の主な相談窓口

・24 時間子供ＳＯＳダイヤル

電話：0120-0-78310

受付時間：24 時間・365 日

・教育相談ハロー電話「ともしび」

電話：055-931-8686

受付時間：平日（年末年始を除く）　10：00～17：00

・ＬＩＮＥじんけん相談

受付時間：月曜日～金曜日　8：30～17：15



・静岡県警少年サポートセンター

電話：080-1605-0774

受付時間：平日　8：30～17：15